

Eスピリッツ規約

第1条（名称）

この会は、エンジョイスピリッツリーグと称する。

第2条（所在地）

本会の事務所は長崎県佐世保市上原町に置く。

第3条（目的）

この会は、野球を通じ社会貢献、又は心身ともに健全化をはかるものとし、会員が互いに協力し合い主体的に活躍できる場とする。

第4条（入会）

会員として入会する者は、入会申込書を会長あてに提出し役員の過半数の承認を得るものとする。

第5条（会員）

この会の会員は佐世保市、佐世保市近郊に在住の者をもって構成する。

第6条（会員資格の抹消）

本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営会議の議決を経て登録を抹消できる。

- 会員との連絡が取れなくなった場合。
- 本部が指示した試合を理由なく棄権した場合。ただし休会した場合はこの限りではない。
- 公共施設のルールを守らずマナー違反を行った場合。
- 会員としてふさわしくないと認められた事実が発生した場合。

第7条（組織）

1. この会に、次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 会計監査 1名

2. 役員は、会員の中から選出され任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第8条（総会）

1. 通常、年1回総会を開催する。時期、場所、議題等については役員会において決定する
2. 提案された議題は役員会の過半数をもって成立する。

第9条（会計）

1. この会の経費は会費、賛助会、その他の収入をもって充てる。
2. 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。
3. 本会は会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。
4. 会員は次の年会費等を支払うものとする。

年会費 10,000円（開幕月）

ただし休会する会員（チーム）に関して返金を行わない。

第10条（活動内容）

本会は前条の目的を達成するために次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

1. 1年を通じ本部より指示された対戦を行う。
2. リーグ活動を強化するため、チーム単位で練習を行う。
3. リーグ内のチーム強化、又は親睦をはかるため合同練習を行う。
4. 野球教室、講演会活動などを行い子どもたちの育成を行う。
5. 野球を通じて社会貢献出来るようにボランティア活動を行う。

第11条（補償）

会員は第10条に述べた活動による事故を補償する為、スポーツ安全保険または任意保険への加入を推奨し、事故等の補償は当リーグでは行わないものとする。

この規約は2023年3月1日より適用する。